

作成年月日	平成30年9月18日
作成部局名	企画県民部企画財政局 財政課

## 平成30年度9月補正予算（案）

企画県民部 企画財政局 財政課



# I 補正予算編成の考え方

平成30年度当初予算は、原則通年予算で編成している。

しかしながら、大阪府北部地震を踏まえたブロック塀の安全対策に加え、この度の7月豪雨災害、台風第20号及び21号災害による被害からの被災地の復旧と住民生活の再建や、頻発する自然災害を踏まえた防災・減災対策の強化を早急に実施する必要があるため、補正予算を編成することとした。

あわせて、地域創生のさらなる推進など、緊急に措置すべき事業についても、予算編成を行う。

## 1 基本方針

### (1) 県民の安全対策の推進

大阪府北部地震でのブロック塀倒壊事故を踏まえた、民間施設や県有施設のブロック塀等の撤去など安全対策の実施

### (2) 自然災害からの復旧・復興対策

7月豪雨災害、台風第20号、21号災害からの早期の再建に向けた、被災者生活支援、中小企業や農林水産業の再生支援、施設等の復旧・復興対策の実施

### (3) 防災・減災対策の強化

7月豪雨災害等を踏まえた第3次山地防災・土砂災害対策計画や、河川中上流部治水対策5箇年計画の前倒し、台風第21号災害を踏まえた高潮対策の検討

### (4) 地域創生のさらなる推進

待機児童対策の推進、国の交付金の採択状況を踏まえた地域創生のさらなる展開、但馬地域専門職大学基本構想に基づく整備の推進

### (5) 県政150周年記念事業の推進

県民との協働推進事業の拡充による県政150周年記念事業の推進

## 2 有利な財源の活用

補正予算の編成にあたっては、必要な事業費を確実に計上した上で、将来の財政への影響に配慮し、国補助金・交付金や地方交付税措置のある起債など有利な財源措置を最大限に活用する。

## 3 事業の早期着手

補正予算の執行にあたっては、事業効果を早期に発現させるため、適切な準備を進め、早期の事業執行に努める。

## II 補正予算の規模

### 1 会計別の予算規模

(単位：百万円)

区 分	既 定 予算額 a	今 回 補正額 b	財源内訳				合 計 a + b	前 年 同期比
			国庫	特定	起債	一般		
一 般 会 計	1,888,050	32,191	12,975	1,459	17,113	644	1,920,241	100.1%
特 別 会 計	1,547,624	593	0	16	577	0	1,548,217	141.4%
小 計	3,435,674	32,784	12,975	1,475	17,690	644	3,468,458	115.1%
公営企業会計	278,289	842	500	35	307	0	279,131	134.8%
合 計	3,713,963	33,626	13,475	1,510	17,998	644	3,747,589	116.3%

※今回必要となる一般財源は、災害復旧に対する特別交付税及び前年度決算剰余金で対応する。

### 2 施策体系別事業一覧

(単位：百万円)

事業名	補正額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
<b>1 大阪府北部地震対策</b>	<b>1,133</b>	<b>5</b>	<b>16</b>	<b>920</b>	<b>191</b>
(1) ブロック塀等の安全対策	1,018	0	16	812	190
民間施設危険ブロック塀の撤去支援	100	0	0	0	100
県有施設危険ブロック塀の撤去・補修・再設置	918	0	16	812	90
(2) 施設等の復旧・復興対策	114	5	0	109	0
公共土木施設災害復旧	5	3	0	2	0
県有施設災害復旧事業	109	2	0	107	0
(3) 他府県への災害支援	1	0	0	0	1
支援職員の派遣	1	0	0	0	1
<b>2 7月豪雨対策</b>	<b>23,546</b>	<b>11,346</b>	<b>101</b>	<b>11,951</b>	<b>148</b>
(1) 被災者支援対策	35	2	11	0	22
災害弔慰金の支給	2	1	0	0	1
災害援護金の支給	11	0	11	0	0
被災者生活復興資金金利負担の軽減	1	0	0	0	1
私立学校生徒に係る授業料減免	1	0	0	0	1
感染症対策の実施	1	0	0	0	1
兵庫県被災者生活再建支援金の支給	17	0	0	0	17
老朽危険空き家除却支援事業(被災特例)	2	0	0	0	2
住宅災害復興融資利子補給事業	1	0	0	0	1
(2) 産業復興対策	132	132	0	0	0
経営円滑化貸付(災害対応貸付)の新設	-	-	-	-	-
観光支援事業	132	132	0	0	0
(3) 農林水産業対策	64	39	0	16	10
融資の拡充及び無利子化	-	-	-	-	-
生産施設等の復旧及び高度化の支援	57	39	0	16	2
野菜災害補償補助金の交付	1	0	0	0	1
内水面漁業への支援	6	0	0	0	6
(4) 施設等の復旧・復興対策	23,303	11,173	89	11,935	106
公共施設災害復旧・改良事業	15,691	10,904	89	4,614	84
国直轄災害復旧・改良事業	559	0	0	559	0
県単独復旧事業	3,336	0	0	3,336	0
河川・港湾・砂防えん堤の堆積土砂等撤去事業	2,776	0	0	2,776	0
ため池の緊急点検	100	100	0	0	0
県有施設災害復旧事業	814	166	0	648	0
民間施設等災害復旧事業	27	4	0	2	22
(5) 他府県への災害支援	11	0	0	0	11
支援職員の派遣	11	0	0	0	11

(単位：百万円)

事業名	補正額	財源内訳			
		国庫	特定	起債	一般
<b>3 台風第20号災害対策</b>	<b>2,115</b>	<b>730</b>	<b>26</b>	<b>1,256</b>	<b>103</b>
(1) 被災者支援対策	4	0	1	0	3
災害援護金の支給	1	0	1	0	0
被災者生活復興資金金利負担の軽減（再掲）	(1)	0	0	0	(1)
兵庫県被災者生活再建支援金の支給	3	0	0	0	3
老朽危険空き家除却支援事業（被災特例）（再掲）	(2)	0	0	0	(2)
住宅災害復興融資利子補給事業（再掲）	(1)	0	0	0	(1)
(2) 産業復興対策	0	0	0	0	0
経営円滑化貸付（災害対応貸付）の新設（再掲）	-	-	-	-	-
(3) 農林水産業対策	338	0	0	253	85
融資の拡充及び無利子化（再掲）	-	-	-	-	-
生産施設等の復旧及び高度化の支援	338	0	0	253	85
(4) 施設等の復旧・復興対策	1,773	730	25	1,003	15
公共施設災害復旧・改良事業	962	657	25	279	1
県単独復旧事業	356	0	0	356	0
河川の堆積土砂等撤去事業	100	0	0	100	0
県有施設災害復旧事業	339	68	0	265	5
民間施設等災害復旧事業	17	5	0	3	9
<b>4 台風第21号災害対策</b>	<b>4,103</b>	<b>1,376</b>	<b>961</b>	<b>1,667</b>	<b>99</b>
(1) 被災者支援対策	26	0	8	0	18
災害援護金の支給	8	0	8	0	0
被災者生活復興資金金利負担の軽減（再掲）	(1)	0	0	0	(1)
私立学校生徒に係る授業料減免	1	0	0	0	1
兵庫県被災者生活再建支援金の支給	17	0	0	0	17
老朽危険空き家除却支援事業（被災特例）（再掲）	(2)	0	0	0	(2)
住宅災害復興融資利子補給事業（再掲）	(1)	0	0	0	(1)
(2) 産業復興対策	20	0	18	0	2
経営円滑化貸付（災害対応貸付）の新設（再掲）	-	-	-	-	-
インバウンド緊急対策	20	0	18	0	2
(3) 農林水産業対策	156	0	0	117	39
融資の拡充及び無利子化（再掲）	-	-	-	-	-
生産施設等の復旧及び高度化の支援	156	0	0	117	39
(4) 施設等の復旧・復興対策	3,901	1,376	935	1,550	40
公共施設災害復旧・改良事業	1,042	627	0	394	22
県単独復旧事業	372	0	0	372	0
係留船舶衝突事故による橋りょう復旧事業	900	0	900	0	0
県有施設災害復旧事業	1,569	750	35	785	0
民間施設等災害復旧事業	18	0	0	0	18
<b>5 防災・減災対策</b>	<b>2,183</b>	<b>0</b>	<b>88</b>	<b>2,060</b>	<b>35</b>
(1) 第3次山地防災・土砂災害対策計画の前倒し	1,948	0	88	1,860	0
(2) 河川中上流部治水対策5箇年計画の前倒し	200	0	0	200	0
(3) 高潮被害の今後の対応に向けた検証の実施	35	0	0	0	35
<b>6 緊急に措置すべき事業</b>	<b>547</b>	<b>18</b>	<b>318</b>	<b>143</b>	<b>68</b>
(1) 地域創生のさらなる推進	247	18	18	143	68
保育定員弾力化緊急支援事業	20	0	0	0	20
地方創生推進交付金事業の推進	36	18	18	0	0
国際観光芸術専門職大学（仮称）の整備	191	0	0	143	48
(2) 150周年記念事業の推進	300	0	300	0	0
県民との協働推進事業	300	0	300	0	0
合計	33,626	13,475	1,510	17,998	644
一般会計	32,191	12,975	1,459	17,113	644
特別会計	593	0	16	577	0
企業会計	842	500	35	307	0

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### 3 性質別事業一覧

(単位：百万円)

区 分	補正額	財 源 内 訳			
		国 庫	特 定	起 債	一 般
行政経費	706	152	356	0	198
投資的経費	32,920	13,324	1,154	17,997	445
投資補助事業	19,678	13,324	150	6,048	156
災害復旧事業	16,424	11,488	35	4,878	23
その他補助事業	3,254	1,836	115	1,170	133
国直轄負担金事業	559	0	0	559	0
災害復旧事業	412	0	0	412	0
その他補助事業	147	0	0	147	0
投資単独事業	12,683	0	1,004	11,390	289
災害復旧事業	8,266	0	16	8,210	40
緊急防災・減災事業	622	0	0	622	0
その他単独事業	3,795	0	988	2,558	249
合 計	33,626	13,475	1,510	17,998	644

### Ⅲ 事業の概要

#### 1 大阪府北部地震対策

1,132,654千円

(国庫 5,100、特定 16,300、起債 920,100、一般 191,154)

##### (1) ブロック塀等の安全対策

###### ① 民間施設危険ブロック塀の撤去支援

100,000千円

(全額一般)

地震発生時における道路等の通行の安全や迅速な避難経路の確保等を図るため、個人住宅等の危険なブロック塀等の撤去に対して補助を実施する市町に、その経費の一部を補助

○ 事業主体 市町

○ 対象施設 ①個人住宅（賃貸住宅を除く）

②幼稚園・保育所・認定こども園  
③社会福祉施設（特養等）

} 県が設置認可・認定権を有する民間施設に限る

○ 補助対象 一般の通行の用に供する道に面するブロック塀等で、以下のもの  
・ 現行の建築基準法の規定に適合していないもの  
・ 老朽化等により危険と市町が認めるもの

○ 対象経費 ブロック塀等の撤去に要する経費

〔大阪府北部地震発生から市町補助制度創設までの間に撤去したのも対象とする〕

○ 負担割合 政令・中核市 公費2/3（国1/3、県1/9、市 2/9）、所有者1/3  
その他市町 公費2/3（国1/3、県1/6、市町1/6）、所有者1/3

○ 補助上限額 ① 個人住宅 200千円

(公費2/3分) ② 幼稚園・保育所・認定こども園 900千円

③ 社会福祉施設（特養等） 1,600千円

○ 事業期間 平成30年度

(参考) 中小企業・私立学校（小・中・高）については、既存制度（中小企業融資制度・私学振興協会貸付）を活用

○ 中小企業融資制度・設備投資資金(防災設備促進貸付)

・ 貸付限度額 3億円

・ 貸付利率 0.70%

・ 貸付期間 10年以内（うち据置2年以内）

○ 私学振興協会・施設設備整備資金貸付

・ 貸付限度額 3.5億円

・ 貸付利率 0.217%

・ 貸付期間 5年間

② 県有施設危険ブロック塀の撤去・補修・再設置

918,000千円

一 般 会 計 : 838,000千円 (起債 747,900、一般 90,100)  
 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計 : 5,000千円 (特定 1,300、起債3,700)  
 県営住宅事業特別会計 : 75,000千円 (特定 15,000、起債 60,000)

建築基準法に抵触することが判明したブロック塀等について、安全対策（撤去・補修・再設置）を実施（原則、年内に完了）

(単位：施設、箇所、千円)

区 分	施設数	実施箇所数		金 額	主な実施箇所
県立学校	75	216		405,000	御影高校、尼崎小田高校、 芦屋高校、姫路南高校、 福崎高校、姫路工業高校 等
		撤 去	56	28,862	
		再設置	160	376,138	
警察施設	86	91		160,000	東灘署、三木署、網干署、 佐用署、八鹿待機宿舎 等
		撤 去	4	1,200	
		補 修	29	12,900	
		再設置	58	145,900	
県営住宅	26	31		75,000	三木高木鉄筋住宅、 尼崎尾浜高層住宅 等
		再設置	31	75,000	
その他県有施設	65	148		278,000	西神戸庁舎、龍野庁舎、 石屋川職員公舎、 県立大学姫路工学キャンパス、 有馬富士公園 等
		撤 去	34	8,080	
		補 修	14	23,960	
		再設置	100	245,960	
合 計	252	486		918,000	
		撤 去	94	38,142	
		補 修	43	36,860	
		再設置	349	842,998	



(2) 施設等の復旧復興対策

113,600千円

① 土木関係

ア 施設の災害復旧

a) 補助事業（復旧分）

5,000千円

(国庫 3,300、起債 1,700)

区 分	所要額（百万円）		箇所数	実施箇所
	全体	うちH30		
公 園	5	5	1	尼崎の森中央緑地（屋内プール施設損傷）

② その他の施設

ア 県有施設災害復旧事業

108,600千円

（ 一 般 会 計 : 52,600千円（国庫 1,800、起債 50,800）  
県営住宅事業特別会計 : 56,000千円（全額起債）

a) 一般会計

区 分	所要額	施設数	主な実施施設等
県立施設	35,600	6	総合体育館[西宮市](天井断熱ボード落下) 等
県立学校	9,000	14	明石北高校[明石市](通路一部破損) 等
警察施設	8,000	4	甲子園警察署[西宮市](エキスパシジョンカー破損) 等
計	52,600	24	

b) 県営住宅事業特別会計

区 分	所要額	団地数	主な実施団地
県営住宅	56,000	18	本庄高層鉄筋[神戸市](エキスパシジョンカー破損)、 西宮異高層[西宮市](クラックの発生) 等

(3) 被災地他府県への支援

1,054千円

① 被災建築物応急危険度判定業務派遣

26千円

(全額一般)

- 派遣先 大阪府高槻市、茨木市、摂津市
- 派遣期間 6月21日(木)～27日(水)
- 派遣人数 のべ22人

② 震災・学校支援チーム(EARTH)員の派遣

1,028千円

(全額一般)

- 派遣先 大阪府内の避難所となっている学校等(高槻市、茨木市)
- 派遣期間 6月19日(火)～8月27日(月)
- 派遣人数 のべ116人

**2 平成30年7月豪雨災害対策**

23,545,751千円

(国庫 11,345,858、特定 100,665、起債 11,950,900、一般 148,328)

(1) 被災者支援対策 35,429千円

## ① 見舞金

## ア 災害弔慰金の支給

1,875千円

(国庫 1,250、一般 625)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、被災者への支援

- 対象者 7月豪雨災害が原因で死亡した住民の遺族  
(配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)
- 支給額 生計維持者 500万円(支給見込なし)  
その他の者 250万円(支給見込1人)
- 負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

## イ 災害援護金の支給

11,000千円

(全額特定(災害援護基金))

災害援護金等の支給に関する規則に基づく、被災者への支援

- 対象者 7月豪雨災害により、全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた世帯主及び重傷被災者

## ○ 支給額

区分	金額	支給見込
全壊世帯	20万円	13件
半壊世帯	10万円	17件
一部損壊世帯 (損害割合10%以上)	5万円	58件※
床上浸水世帯	5万円	66件
重傷被災者	3万円	2件

※損害割合調査中のため、一部損壊世帯の全件数を見込として計上

## ② 生活支援

### ア 被災者生活復興資金金利負担の軽減

1,000千円

(特定(市町負担金) 333、一般 667)

#### < 利子補給及び損失補償に関する債務負担行為を設定 >

- 貸付対象者
  - ・ 7月豪雨災害に伴い住家被害を受け、全壊、半壊、一部損壊(損害割合10%以上)、床上浸水(損害割合10%以上)の被害を受けた者又は自家用自動車に被害を受けた者(り災証明書等で確認)
  - ・ 世帯主又は主たる生計維持者。ただし、前年総所得金額が730万円以下 等
- 資金使途
  - ・ 被災家屋(居住の用に供する建物)の補修
  - ・ 家具、家庭用電気製品等生活必需品の修理、買換え
  - ・ 自家用自動車の修理、買換え
- 貸付限度額 300万円
- 貸付利率 無利子
  - ・ 県と市町が共同(負担割合: 県2/3、市町1/3)で、貸付利率と同率を利子負担
- 貸付期間 5年以内(うち据置6か月以内)
- 保証人 原則不要
- 見込件数 80件

### イ 私立学校生徒に係る授業料の軽減

1,000千円

(国庫 500、一般 500)

私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助の適用にあたり、被災生徒については、次の補助単価を適用

#### ○ 補助単価

区 分	金 額	支給見込
全壊、大規模半壊世帯	150 千円	2 件
半壊、一部損壊世帯(損害割合10%以上)又は床上浸水世帯	75 千円	5 件

#### (参考: 県立高校授業料の減免)

- 対象者及び減免割合
  - ・ 全壊、大規模半壊世帯 : 全額減免
  - ・ 半壊、損害割合10%以上20%未満の一部損壊又は床上浸水世帯 : 1/2減免

○ 減免対象 被災をした月から平成31年3月分まで

※ ただし、今回の災害(7月豪雨、台風第20号、21号災害)での対象者はなし

③ 感染症対策

ア 感染症対策の実施

554千円

(国庫 368、一般 186)

感染症法に基づき、市町が感染症発生の予防対策（消毒等）を実施

- 実施市町 宍粟市 他10市2町
- 負担割合 国2/3、県1/3

④ 住宅支援

ア 兵庫県被災者生活再建支援金の支給（県単独）

17,000千円

(全額一般)

被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない世帯に対し支援金を支給

- 実施主体 市町
- 対象災害 7月豪雨災害
- 支給対象 被災者生活再建支援法（国制度）の支給対象とならない全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受けた世帯で、住宅の建設・補修等を行う者

○ 支給額（定額）

区 分	金額	支給見込
全壊	150万円	1世帯
大規模半壊	75万円	—
半壊	25万円	17世帯
一部損壊(損害割合10%以上20%未満) 床上浸水(損害割合10%以上20%未満)	15万円	124世帯※

※損害割合調査中のため、一部損壊及び床上浸水世帯の全件数を見込として計上

- 負担割合 県2/3、市町1/3

(参考①) 被災者生活再建支援法（国制度）の適用（神戸市、宍粟市）

7月豪雨災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯の生活再建を支援するため、全壊世帯及び大規模半壊世帯等に対し、被災者生活再建支援法に基づく支援金を支給（被災者生活再建支援法人（都道府県センター）から被災者へ直接支給）

- 対象災害 平成30年7月豪雨災害
- 支給対象 全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯等
- 支給額（定額）

区 分		最大支給額	支給見込
全 壊 (半壊等で解体の 場合も含む)	再 建	300万円	6世帯
	補 修	200万円	5世帯
	賃 借	150万円	1世帯
大規模半壊	再 建	250万円	—
	補 修	150万円	—
	賃 借	100万円	—

※基礎支援金と加算支援金の合計額

※単数世帯の支援金の額は、複数世帯の3/4の額

- 支給方法 住宅の被害程度(基礎支援金)及び再建方法(加算支援金)に応じて支給

(参考②) 兵庫県住宅再建共済制度 (フェニックス共済)

相互扶助の仕組みとして、県が条例に基づいて実施する「兵庫県住宅再建共済制度(愛称：フェニックス共済)」について、7月豪雨災害等自然災害により被害を受けた住宅の再建、補修等に対して、共済給付金を支給 ((公財) 兵庫県住宅再建共済基金から被災者へ直接支給)

○ 対象者 フェニックス共済加入者

○ 支給対象及び共済給付金 (定額)

(住宅再建共済)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	損害割合 10%以上 (※)
再建	600 万円			25 万円
補修	200 万円	100 万円	50 万円	

※一部損壊特約加入者のみ (H26. 8. 1 制度開始)

(家財再建共済)

区分	全壊	大規模半壊	半壊	床上浸水
購入・補修	50 万円	35 万円	25 万円	15 万円

イ 老朽危険空き家除却支援事業 (被災特例)

2,000千円

(全額一般)

半壊以上の被害を受けた住宅のうち、倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがある住宅の除却を支援

○ 補助対象 7月豪雨災害により半壊以上の被害を受けて空き家となった住宅で、以下のもの

- ・倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがあり、市町が条例・要綱に基づき、指導、助言を行っている空き家であること
- ・市町が国補助事業 (空き家再生等推進事業 除却事業タイプ) を活用すること

○ 負担割合 国 2/5、県 1/5、市町 1/5、所有者 1/5

○ 補助上限額 1,100 千円

(公費 4/5 分)

○ 見込件数 7 件

ウ 住宅災害復興融資利子補給事業

1,000千円

(全額一般)

＜利子補給及び損失補償に関する債務負担行為を設定＞

被災者が住宅の建設・購入・補修を行うための融資に対する利子補給を実施

- 対象融資 住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資
- 利子補給率 住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率（融資実行時点[現行0.63%]）まで
- 対象融資限度額 建設・購入：2,150万円、補修：1,130万円

(参考：対象融資限度額の考え方)

区 分	住宅金融支援 機構災害復興 住 宅 融 資	民間住宅融資	計
建設・購入	1,650万円	500万円	2,150万円
補 修	730万円	400万円	1,130万円

- 期 間 5年間
- 負担割合 県2/3 市町1/3
- その他 70歳以上の被災者への貸付について、金融機関に対し、90%の損失補償を実施
- 見込件数 建設・購入：5件  
補修：40件

(2) 産業復興対策

131,774千円

① 県内中小企業者等に対する金融支援の実施

ア 経営円滑化貸付（災害対応貸付）の新設 （既定の融資枠で対応）

災害により、事業用資産に被害を受けた事業者や、売上が減少した事業者等が生じていることから、経営円滑化貸付（災害対応貸付）を適用

区 分	経営円滑化貸付（災害対応貸付）		通常の経営円滑化貸付（売上減少）
	災害復旧分	売上減少分	
対 象 者	事業所等に床上浸水又は半壊以上の被害を受け、市町長が発行するり災証明を有する者 ※り災証明が床下浸水又は一部損壊であっても、事業用資産（機械、原材料、商品等）が被災した場合は利用可能	最近1か月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している者	最近3か月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している者
資 金 使 途	災害復旧に必要な設備資金及び運転資金	運転資金	（同左）
貸 付 利 率	0.4%（1～3年目：無利子、4年目以降：0.4%）	0.4% ※	0.8%
貸付限度額	2.8億円	1億円	（同左）
融 資 枠	既定の融資枠(840億円)で対応	既定の融資枠(840億円)で対応	840億円
貸 付 期 間	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置2年以内）	（同左）
適 用 期 間	平成31年3月末融資実行分まで	11月末融資実行分まで （7月豪雨分は9月末実行分まで）	—

※緊急対策発表時（7/23）の利率（0.7%）ですすでに融資を実施している案件については、契約変更により今回金利（0.4%）を適用

イ 金融対策特別相談窓口の設置

災害に起因した経営悪化による金融対策特別窓口を設置するとともに、信用保証協会、金融機関に対し積極的な融資審査を要請

- 設置場所 産業労働部地域金融室、各県民局商工労政担当課  
ひょうご産業活性化センター、兵庫県信用保証協会（県内7ヶ所）  
※県内市町、商工会議所、商工会の相談窓口に対して県の中小企業対策を徹底

## ② 観光支援事業

131,774千円

(全額国庫)

被災地域の観光需要を喚起するため、被災府県の周遊旅行における宿泊料金に対して支援

- 対象者 対象地域に連続かつ2泊以上する者
- 対象地域 岐阜県、京都府（京都市除く）、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県
- 対象期限 11月30日（金）の宿泊まで
- 支援額 1人1泊4,000円（定額）（岡山、広島、愛媛は1人1泊6,000円）  
※宿泊料金が支援額を下回る場合は宿泊料金が限度（上限5泊）

例1) 1泊目：兵庫県（有馬温泉）、2泊目：兵庫県（城崎温泉）  
→ 旅行者に8,000円支給（兵庫県から8,000円）

例2) 1泊目：広島県（尾道）、2泊目：兵庫県（有馬温泉）  
→ 旅行者に10,000円支給（広島県から6,000円、兵庫県から4,000円）

- 申請方法
  - ・ 宿泊施設から申請（旅行者があらかじめ割引かれた料金で宿泊した場合）
  - ・ 旅行者から申請（旅行者が通常料金で宿泊した場合）



## (3) 農林水産業対策

64,267千円

## ① 融資の拡充及び無利子化

## ア 農業関係

(既定の融資枠で対応)

&lt;損失補償に関する債務負担行為を設定&gt;

## ○ 対象資金の概要及び拡充内容

区 分	美しい村づくり資金	農業近代化資金
融 資 機 関	J A	J A 等
融 資 対 象 者	平成 30 年 7 月豪雨被災農業者 (被災証明を取得)	平成 30 年 7 月豪雨被災認定農業者, 集落営農組織 (被災証明を取得)
対 象 経 費	運転資金及び農業施設の復旧経費  (農業用施設・機械の取得・修繕、撤去費用)	農産物の生産、流通または加工に必要な施設等の復旧経費
貸 付 期 間	7 年以内 (据置 2 年以内) [現行: 5 年以内 (据置 1 年以内)]	15 年以内 (据置 7 年以内)
融 資 限 度 額	個人: 10,000 千円 [現行: 5,000 千円] 法人: 20,000 千円 [現行: 10,000 千円]	個人: 18,000 千円  法人・集落営農組織: 200,000 千円
貸 付 利 率	当初 3 年間無利子化 (利子補給) [現行: 0.4%]	
負 担 割 合	県 2/3、市町 1/3 [現行: 県 1/2、市町 1/2]	県 2/3、市町 1/3 [現行: 県 10/10]

## イ 水産業関係

(既定の融資枠で対応)

## ○ 対象資金の概要及び拡充内容

区 分	豊かな海づくり資金	漁業近代化資金
融 資 機 関	なぎさ信用漁業協同組合連合会	
融 資 対 象 者	平成 30 年 7 月豪雨被災漁業者 (被災証明を取得)	
対 象 経 費	運転資金及び漁業施設の復旧経費  (漁業用施設・機械の取得・修繕、撤去費用)	水産物の生産、流通または加工に必要な施設等の復旧経費
貸 付 期 間	7 年以内 (据置 2 年以内) [現行: 5 年以内 (据置 1 年以内)]	20 年以内 (据置 3 年以内)
融 資 限 度 額	個人: 10,000 千円 [現行: 5,000 千円] 法人: 20,000 千円 [現行: 10,000 千円]	個人施設 (漁船等): 360,000 千円  共同利用施設: 1,200,000 千円
貸 付 利 率	当初 3 年間無利子化 (利子補給) [現行: 0.05%]	当初 3 年間無利子化 (利子補給) [現行: 0.4%]
負 担 割 合	県 2/3、市町 1/3 [現行: 県 1/2、市町 1/2]	県 2/3、市町 1/3 [現行: 県 10/10]

## ウ 林業関係

(既定の融資枠で対応)

### ○ 対象資金の概要

区 分	林業・木材産業改善資金
融 資 機 関	兵庫県森林組合連合会
融 資 対 象 者	森林組合、林業労働従事者、木材市場業に係る事業者等
対 象 経 費	林業施設整備に係る経費 等 (林業用施設・機械の取得等)
貸 付 期 間	10年以内(据置3年以内)
融 資 限 度 額	個人：15,000千円、会社：30,000千円、団体：50,000千円
貸 付 利 率	無利子

② 生産施設等の復旧及び高度化の支援

57,000千円

(国庫 38,800、起債 15,800、一般 2,400)

市町やJA等が行うパイプハウスなどの農業生産施設・畜産施設の復旧等を支援

ア 被災農業者向け経営体育成支援事業（公共事業）

54,000千円

(国庫 38,800、起債 13,600、一般 1,600)

実施主体	市町
対象者	7月豪雨災害により被災した農業者、農業者の組織する団体 ※台風第20号、21号災害は公共事業の対象外のため、県単独事業で対応（P.28）
対象経費	現状復旧のための、生産施設・機械の取得費用、修繕費用及び再建に伴う撤去費用 (1)原状復旧(修繕、再建・再取得等) ① 生産・加工施設の修繕、再建 ② 生産・加工施設の修繕に必要な資材の購入 ③ 生産・加工機械の再取得、修繕（耐用年数が経過したものも含む） ④ 農業用ハウス等に流入した土砂の除去（他の災害関連事業の対象は除く） (2)撤去 ①被災した施設の撤去
主な採択基準	(1)復旧 ① 市町による被災証明 ② 市町による復旧計画の作成 ③ 県・市町による上乗せ支援又は金融機関による支援を得ていること ④ 機械復旧の場合は経営改善目標の設定(コストダウン等) (2)撤去 ① 県、市町による国庫同額の上乗せ支援
m <sup>2</sup> 単価	(1)パイプハウス 新設・修繕:上限なし、撤去:0.29千円 等 (2)農業用倉庫・畜舎 新設・修繕:上限なし、撤去:4.5千円 等
負担割合	(1)復旧:国1/2、 県1/6、市町1/12、被災者1/4 (2)撤去:国1/2(定額)、県1/3、市町1/6、被災者なし(単価を超える部分の負担あり)
見込件数	29件

イ 生産施設等高度化事業（県単独事業）

3,000千円

(起債 2,200、一般 800)

タイプ	補助タイプ (農業者が自己所有し復旧)	貸与タイプ (JA・市町等が行うリース事業を活用し復旧)
実施主体	市町	JA、市町等
対象者	7月豪雨災害被災農業者等（被災証明を取得）	
対象経費	新たに低コスト耐候性ハウスを導入するなど、被災前の水準を超える生産施設・機械の取得費用及び再建に伴う撤去費用	
補助率	1/2（県1/3、市町1/6）	
見込件数	2件	

③ 野菜災害補償補助金の交付 1,100千円  
(全額一般)

野菜の栽培期間内に自然災害による被害を受けた生産者の生産再開を促すため、J Aが生産者に支払う補償金に対し支援

- 事業主体 (一社)兵庫県青果物価格安定資金協会
- 交付対象者 風水害等により直接的被害を受けた野菜農家
- 対象野菜 国又は県の価格安定制度の対象となっている野菜  
(ねぎ、ピーマン、なす、キャベツ等 23品目)
- 補償方法 当該J Aに対し協会が補助 (1/2以内)
- 県補助額 15,000円/10aを限度

④ 内水面漁業への支援 6,167千円

災害によるアユ資源の海への流下、産卵場環境の悪化等の被害により、次年度の天然遡上量の大幅な減少が見込まれることから、内水面資源の適切な維持管理を図るため、アユ資源の回復とともに、カワウによる食害被害の軽減に対して、緊急的な対策を実施

ア アユ資源回復支援事業

a) アユ産卵親魚放流補助 4,130千円  
(全額一般)

アユ資源減少の被害があった武庫川、加古川、揖保川の各漁協に対し、減少見合いの資源回復に必要な産卵親魚の放流を支援

- 事業主体 7月豪雨災害によりアユ資源減少の被害を受けた漁協
- 実施内容 来年度のアユ天然遡上量を確保するため、今年度産卵する親魚を放流
- 追加放流量 2,360kg (今回被害による減少見合いの資源回復に必要な産卵親魚量)
- 補助率 1/2

b) 産卵場造成補助 300千円  
(全額一般)

アユ産卵場が泥に埋まる等の被害を受けた産卵場整備に対して支援

- 事業主体 産卵場環境悪化の被害を受けた漁協
- 実施内容 磯の泥や藻類を取り除くため、河底を耕うん
- 実施箇所 3箇所 (揖保川、加古川、武庫川で各1箇所)
- 補助率 1/2

## イ カワウ食害対策事業

### a) カワウシューティングポイントの抽出 1,318千円 (全額一般)

カワウの効率的、集中的な捕獲が可能となるよう、生息調査データ及び狩猟者等からの聞き取り情報をもとに、地形や土地利用状況等の踏査を実施し、カワウが多く飛来するエサ場等をシューティングポイントとして設定

- 対象地 8河川(加古川、市川、揖保川、千種川、円山川、竹野川、矢田川、岸田川)
- 抽出基準 ・カワウの生息が確認されていること、  
・鳥獣保護管理法に基づき、安全に銃を発射できること
- 事業主体 県

### b) カワウ捕獲専門チームによるカワウ集中捕獲の実施 419千円 (全額一般)

新たにカワウ捕獲専門チームを結成し、警察立ち会いの下、シューティングポイント(8河川)等での集中的な銃捕獲を実施

- チーム構成 5名×8チーム
- 実施回数 32回(8チーム×4回)
- 捕獲目標 1チームあたり30羽以上の捕獲
- 事業主体 市町
- 負担割合 県：市町実負担(特別交付税措置80%除く) = 1 : 1

## (4) 施設等の復旧復興対策 23,303,400千円

### ① 土木関係 17,344,000千円

#### ア 施設の災害復旧

#### a) 補助事業(復旧分) 10,558,000千円 (国庫 6,846,900、起債 3,711,100)

区分	所要額(百万円)		箇所数	主な実施箇所
	全体	うちH30		
河川	8,389	7,130	421	(一)円山川[朝来市]、(二)矢田川[香美町]、 (二)市川[姫路市]、(一)揖保川[宍粟市] 等
道路	2,665	2,265	87	(一)楠原三木線[三木市]、(主)福良江井岩屋線 (淡路市)、(主)三田篠山線[篠山市] 等
砂防	1,197	1,018	68	分尾川[豊岡市]、若杉川[養父市]、 小野川[宍粟市]、水谷川[宍粟市] 等
港湾	100	85	2	東播磨港[高砂市]、岩屋港[淡路市]
公園	60	60	7	三木総合防災公園[三木市] 等
計	12,411	10,558	585	

b) 補助事業（改良分） 1,180,000千円  
 （国庫 692,500、特定（市町負担金） 15,000、起債 425,200、一般 47,300）

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	実施箇所
緊急砂防	850	2	高野川、小野川[宍粟市]
緊急地すべり対策	210	2	野島轟木地区[淡路市]、柳谷地区[神戸市]
緊急急傾斜地崩壊対策	105	3	南谷地区、上池田地区、潮見が丘地区[神戸市]
地域防災がけ崩れ対策	15	1	下青野地区[三田市]
計	1,180	8	

c) 直轄事業（復旧分） 412,000千円  
 （全額起債）

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
道 路	18	1	(国)29号[宍粟市]
河 川	373	6	(一)揖保川[たつの市] 等
公 園	21	1	明石海峡公園[神戸市]
計	412	8	

d) 直轄事業（改良分） 147,000千円  
 （全額起債）

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	実施箇所
緊急砂防	147	2	ひやなぎ川、新湊川 [神戸市]
計	147	2	

e) 県単独災害復旧事業

2,271,000千円

(全額起債)

区分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
河川	1,259	268	(一)美 <sup>みのう</sup> 囊川[神戸市]、(一)菅 <sup>すがの</sup> 野川[宍粟市] 等
道路	592	530	(主)川西篠山線[川西市]、(主)洲 <sup>すもと</sup> 本 <sup>なだ</sup> 灘 <sup>だ</sup> 賀 <sup>か</sup> 集 <sup>しゅう</sup> 線[洲本市] 等
砂防	319	104	河 <sup>こうち</sup> 内 <sup>ち</sup> 川[市川町]、二ノ谷(3)地区[神戸市] 等
港湾	48	8	東播磨港海岸[高砂市]、相生港海岸[相生市] 等
公園	53	29	甲 <sup>かぶと</sup> 山 <sup>やま</sup> 森林公園[西宮市]、三木総合防災公園[三木市] 等
計	2,271	939	

f) 河川・港湾・砂防えん堤の堆積土砂等撤去事業(単独事業)

2,776,000千円

(全額起債)

国庫補助採択されない、河川・港湾・砂防えん堤に堆積した土砂等の撤去を実施

区分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
河川	2,000	111	(二)小田原川[神河町]、(二)千種川[上郡町]、 (二)岸田川[新温泉町] 等
港湾	656	10	姫路港[姫路市]、津名港[淡路市]、 竹野港[豊岡市] 等
砂防えん堤	120	2	奥山谷川[養父市]、戸 <sup>と</sup> 坂 <sup>さか</sup> 川[丹波市]
計	2,776	123	

※河川は、出水期施行可能な箇所について台風期までに実施

※港湾、砂防えん堤は、原則として台風期までに実施

② 農林水産関係

5,118,000千円

ア 施設の災害復旧

a) 補助事業（復旧分）

2,901,000千円

(国庫 2,731,166、起債 147,300、一般 22,534)

区 分	所要額（百万円）		箇所数	主な実施箇所
	全体	うちH30		
農地・土地 改良施設	2,710	2,304	3,902	農地畦畔崩壊[洲本市五色町鮎原]、 ため池堤体一部破損[神戸市北区八多町 屏風] 等
林 道	495	495	61	千町・段ヶ峰線[宍粟市、神河町]、 城山線[朝来市] 等
治 山	102	102	1	佐用町仁位
計	3,307	2,901	3,964	

b) 補助事業（改良分）

1,052,000千円

(国庫 633,000、特定(市町負担金) 74,332、起債 330,700、一般 13,968)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	実施箇所
災害関連農村生活環境 (農業水路)	40	1	農業用排水路整備[南あわじ市新田筒井]
災害関連農村生活環境 (ため池)	622	19	ため池整備[加西市三口坂本] 等
災害関連緊急治山	362	4	山腹崩壊、溪流荒廃 [宍粟市一宮町公文、養父市八鹿町朝倉] 等
林地崩壊防止	28	2	山腹崩壊 [姫路市林田町上構、神河町上岩]
計	1,052	26	

c) 県単独災害復旧事業

1,065,000千円

(全額起債)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
治 山	1,065	87	山腹崩壊[三木市志染町三津田、養父市堀畑] 等



## イ ため池緊急点検の実施

100,000千円

(全額国庫)

下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のある全てのため池について、一斉点検を実施

### ○ 点検内容

- ・ 予備調査：衛星写真等により下流への影響を調査
- ・ 緊急点検：現地目視による安全確認（堤体・洪水吐の損傷有無等）
- ・ 詳細調査：不具合の可能性を確認したため池の詳細調査（漏水量、断面変形率調査）

○ 点検期日 平成30年8月末までに完了済（詳細調査は今年度中に完了予定）

○ 実施主体 市町（求めに応じて県職員等が点検を支援）

### ○ 緊急点検の結果

(単位：箇所)

区分	全体箇所数 (予備調査)	下流の家屋や公共施設等に被害を与える可能性のあるもの (緊急点検)	今回不具合の可能性が確認されたもの (詳細調査)	今後の豪雨や台風に備えて応急措置を講じたもの
県全体	約38,100	6,431	1,360	183
特定ため池 ※1	約8,100	4,923	※2 1,142	159
特定外ため池 ※1	約30,000	1,508	218	24
(参考)全国	約200,000	88,133	—	1,540

※1 特定ため池：受益面積0.5ha以上、特定外ため池：受益面積0.5ha未満

※2 このうち689箇所はこれまでの点検等により「要改修」及び「要観察」と判定していたもの

### ○ 今後の対応

- ・ 応急措置を講じたため池を含め、今回不具合の可能性を確認した1,360箇所については、詳細調査を実施した上で、ため池整備5箇年計画の中での改修整備に向けて市町と調整

③ その他の施設

841,400千円

ア 県有施設災害復旧事業

814,000千円

一 般 会 計 : 651,000千円 (国庫 166,000、起債 485,000)  
 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計 : 64,000千円 (全額起債)  
 県有環境林等特別会計 : 46,000千円 (全額起債)  
 県営住宅事業特別会計 : 53,000千円 (全額起債)

a) 一般会計

区 分	所要額	施設数	主な実施施設等
県立施設	321,000	26	北部農業技術センター[朝来市](土砂流出) あわじ花さじき[淡路市](法面崩落) 等
県立学校	253,000	12	神戸鈴蘭台高校[神戸市](体育館北西部法面崩壊)、 猪名川高校[猪名川町](地面陥没によるテニスコート フェンス倒壊) 等
警察施設	19,000	18	神戸西警察署[神戸市](窓サッシ破損)、 東灘警察署[神戸市](天井から漏水) 等
社会教育施設等	58,000	3	南但馬自然学校[朝来市](土砂流出) 等
計	651,000	59	

b) 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計

区 分	所要額	施設数	実施施設
県立施設	64,000	2	国見の森公園[宍粟市](ミニモノレールの故障等)、 やしろの森公園[加東市](法面崩壊・土砂流出)

c) 県有環境林等特別会計

区 分	所要額	箇所数	主な実施箇所
県有環境林	46,000	4	宝塚市波豆 <sup>はず</sup> (斜面崩壊・土砂流出)、 三木市中里公共用地(法面崩壊・土砂流出) 等

d) 県営住宅事業特別会計

区 分	所要額	団地数	主な実施団地
県営住宅	53,000	35	明石舞子北鉄筋[神戸市](防水シート破損)、 川西東多田鉄筋[川西市](エレベーター冠水) 等

イ 民間施設等災害復旧事業

27,400千円

(国庫 3,600、起債 1,800、一般 22,000)

a) 文化財災害復旧事業

- 負担割合 ・ 国指定 (市町所有) 国 7/10、県 1.5/10、市町 1.5/10  
(民間所有) 国7/10、県1/10、市町1/10、所有者1/10
- ・ 県指定 (市町所有) 県1/2、市町1/2  
(民間所有) 県1/3、市町1/3、所有者1/3

区 分	所要額	箇所数	主な実施箇所
国指定文化財(市町所有)	5,500	4	史跡多田銀銅山遺跡[猪名川町](石垣崩落) 等
国指定文化財(民間所有)	9,500	2	史跡円教寺境内[姫路市](参道石積崩落) 等
県指定文化財(市町所有)	2,000	1	史跡天兒屋鉄山跡[宍粟市](石垣崩落)
計	17,000	7	

b) 社会福祉施設等災害復旧事業

- 負担割合 国1/2、県1/4、事業者1/4

区 分	所要額	施設数	実施施設
老人福祉施設	5,400	2	サンウエスト[三田市](地下室への浸水) こうのとり荘[豊岡市](ボイラー等設備故障)

c) 鉄道施設災害復旧事業

- 負担割合 国1/4、県1/8、市町1/8、事業者1/2

区 分	所要額	実施箇所
鉄道施設	5,000	京都丹後鉄道宮津線(法面崩壊) ※同線の県域割合(7.6%)分を負担

(5) 被災地他府県への支援

10,881千円

① 災害ボランティアの派遣(ボランティアバスの運行)

7,856千円  
(全額一般)

- 実施主体 ひょうごボランティアプラザ(県社会福祉協議会 内)
- 派遣先 岡山県総社市、倉敷市
- 派遣期間 7月14日(土)～9月22日(土)
- 派遣人数 のべ約900人
- 派遣台数 30台程度

② 震災・学校支援チーム(EARTH)員の派遣

3,025千円  
(全額一般)

避難所運営や学校再開、児童生徒のこころのケアなどにあたるため、EARTH員を派遣

- 派遣先 岡山県内の避難所となっている学校等(倉敷市、矢掛町)
- 派遣期間 7月13日(金)～9月19日(水)
- 派遣人数 のべ164人

**3 台風第20号災害対策**

2,115,000千円

(国庫 730,070、特定 26,200、起債 1,256,000、一般 102,730)

(1) 被災者支援対策 4,000千円

## ① 見舞金

ア 災害援護金の支給 1,000千円

(全額特定(災害援護基金))

台風災害第20号災害において、7月豪雨災害と同程度の被害を受けた世帯に対し、災害援護金を支給(制度詳細はP.8を参照)

## ○ 支給見込

区 分	金 額	支給見込
全壊世帯	20万円	1件
半壊世帯	10万円	—
一部損壊世帯 (損害割合10%以上)	5万円	14件※
床上浸水世帯	5万円	1件
重傷被災者	3万円	—

※損害割合調査中のため、一部損壊世帯の全件数を見込として計上

## ② 生活支援

ア 被災者生活復興資金金利負担の軽減(再掲) (1,000千円)

&lt;利子補給及び損失補償に関する債務負担行為を設定&gt;

台風第20号災害の被災者に対して、生活復興資金に関する利子補給を実施(制度詳細はP.9を参照)

## ③ 住宅支援

ア 兵庫県被災者生活再建支援金の支給(県単独) 3,000千円

(全額一般)

台風第20号災害において、7月豪雨災害と同程度の被害を受けた世帯に対し、7月豪雨災害対策と同様に支援金を支給(制度詳細はP.10を参照)

## ○ 支給見込

区 分	金額	支給見込
全壊	150万円	1世帯
大規模半壊	75万円	—
半壊	25万円	—
一部損壊(損害割合10%以上20%未満) 床上浸水(損害割合10%以上20%未満)	15万円	15世帯※

※損害割合調査中のため、一部損壊及び床上浸水世帯の全件数を見込として計上

イ 老朽危険空き家除却支援事業(被災特例)(再掲) (2,000千円)

半壊以上の被害を受けた住宅のうち、倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがある住宅の除却を支援(制度詳細はP.11を参照)

ウ 住宅災害復興融資利子補給事業（再掲） （1,000千円）

＜利子補給及び損失補償に関する債務負担行為を設定＞

被災者が住宅の建設・購入・補修を行うための融資に対する利子補給を実施（制度詳細はP.12を参照）

（2）産業復興支援

① 県内中小企業者等に対する金融支援の実施

ア 経営円滑化貸付（災害対応貸付）の新設（再掲） （既定の融資枠で対応）

台風第20号災害により、事業用資産に被害を受けた事業者や、売上が減少した事業者に対して、経営円滑化貸付（災害対応貸付）による貸付を実施（制度詳細はP.13参照）

イ 金融対策特別相談窓口の設置（再掲）

台風第20号災害に起因した経営悪化による金融対策特別窓口を設置するとともに、信用保証協会、金融機関に対し積極的な融資審査を要請（制度詳細はP.13参照）

(3) 農林水産業対策

338,000千円

① 融資の拡充及び無利子化

(既定の融資枠で対応)

<損失補償に関する債務負担行為を設定>

台風第20号災害の被災農業者等に対して、美しい村づくり資金、農業近代化資金や豊かな海づくり資金等により金融支援を実施(制度詳細はP.15~16を参照)

② 生産施設等の復旧及び高度化の支援

338,000千円

(起債 253,400、一般 84,600)

市町やJA等が行うパイプハウスなどの農業生産施設・畜産施設の復旧等を支援

※台風第20号災害は、被災農業者向け経営体育成支援事業(公共事業)の対象外であるため、復旧支援についても県単独事業で対応

区分	生産施設等災害復旧支援事業 (県単独事業)	生産施設等高度化事業 (県単独事業)	
タイプ	補助タイプ (農業者が自己所有し復旧)	補助タイプ (農業者が自己所有し復旧)	貸与タイプ (JA・市町等が行うリース事業を活用し復旧)
実施主体	市町	市町	JA、市町等
対象者	台風第20号災害被災農業者等(被災証明を取得)		
対象経費	現状復旧のための、生産施設・機械の取得費用、修繕費用及び再建に伴う撤去費用	新たに低コスト耐候性ハウスを導入するなど、被災前の水準を超える生産施設・機械の取得費用及び再建に伴う撤去費用	
m <sup>2</sup> 単価	(1)パイプハウス 新設：7千円、修繕：3.5千円 撤去：0.29千円 等 (2)農業用倉庫・畜舎 新設：12千円、修繕：6千円 撤去：4.5千円 等	パイプハウス 新設：12千円、撤去0.29千円	
負担割合	県4/9、市町2/9、被災者1/3	県1/3、市町1/6、被災者1/2	
見込件数	1,148件	17件	

※園芸施設共済等支払金額が補助対象経費の1/2を超える場合は、当該超過額を補助額から控除

(4) 施設等の復旧復興対策 1,773,000千円

① 土木関係 1,035,000千円

ア 施設の災害復旧

a) 補助事業（復旧分） 583,000千円

(国庫 378,000、起債 205,000)

区 分	所要額（百万円）		箇所数	主な実施箇所
	全体	うちH30		
河 川	540	459	28	(二)有野川[神戸市] 等
道 路	29	25	4	(主)川西篠山線[川西市] 等
港 湾	83	70	2	淡路交流の翼港(港湾施設)[淡路市] 等
公 園	29	29	4	淡路佐野運動公園[淡路市] 等
計	681	583	38	

b) 補助事業（改良分） 11,000千円

(国庫 5,000、起債 5,400、一般 600)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	実施箇所
港 湾	11	1	淡路交流の翼港(港湾環境整備施設)[淡路市]

c) 県単独災害復旧事業 341,000千円

(全額起債)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
河 川	47	17	(二)有馬川[西宮市] 等
道 路	108	97	(国)477号[川西市] 等
港 湾	180	23	淡路交流の翼港(旅客ターミナル)[淡路市] 等
公 園	6	13	甲山森林公園[西宮市] 等
計	341	150	

d) 河川の堆積土砂等撤去事業（単独事業） 100,000千円

(全額起債)

国庫補助採択されない、河川に堆積した土砂等の撤去を実施

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
河 川	100	6	(一)東条川[加東市] 等

② 農林水産関係

383,000千円

ア 施設の災害復旧

a) 補助事業（復旧分）

108,000千円

（国庫 99,670、起債 7,800、一般 530）

区 分	所要額（百万円）		箇所数	主な実施箇所
	全体	うちH30		
農地・土地 改良施設	116	98	191	農地畦畔崩壊 <sup>けいほん</sup> [三木市細川町中里] 等
漁港	10	10	1	消波工損傷[仮屋漁港]
計	126	108	192	

b) 補助事業（改良分）

260,000千円

（国庫 174,000、特定（市町負担金） 25,200、起債 60,800）

区 分	所要額 （百万円）	箇所数	主な実施箇所
災害関連農村生活環境 （ため池）	260	13	ため池整備[淡路市御手洗池] 等

c) 県単独災害復旧事業

15,000千円

（全額起債）

区 分	所要額 （百万円）	箇所数	主な実施箇所
農地海岸	1	1	吹上海岸[南あわじ市]
漁 港	14	7	仮屋漁港[淡路市]、沼島漁港[南あわじ市] 等
計	15	8	



③ その他の施設 355,000千円  
 ア 県有施設災害復旧事業 338,500千円

一 一般会計：231,500千円（国庫 68,400、起債 158,100、一般 5,000）  
 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計：4,000千円（全額起債）  
 県営住宅事業特別会計：103,000千円（全額起債）

a) 一般会計

区分	所要額	施設数	主な実施施設等
県立施設	79,500	18	楽農生活センター[神戸市]（パイプハウス倒壊） 人と防災未来センター[神戸市]（屋根損傷）等
県立学校	107,000	40	明石城西高校[明石市]（体育館屋根損傷）等
警察施設	15,300	28	有馬警察署[神戸市]（屋上防水シート剥離損傷）等
交通安全施設	9,700	232	信号機、道路標識（倒壊、損傷）等
消防施設	5,000	1	県消防防災航空隊基地[神戸市]（車両倉庫損傷）
社会教育施設	15,000	5	考古博物館[播磨町]（展示物破損）等
計	231,500	324	

b) 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計

区分	所要額	施設数	実施施設
県立施設	4,000	3	但馬ドーム[豊岡市]（エントランスホール漏水）、 淡路夢舞台[淡路市]（倒木による通路遮断）等

c) 県営住宅事業特別会計

区分	所要額	団地数	主な実施団地
県営住宅	103,000	30	桃山台第3住宅[神戸市]（防水シート破損）等

イ 民間施設等災害復旧事業 16,500千円  
 （国庫 5,000、起債 2,500、一般 9,000）

a) 文化財災害復旧事業（制度詳細はP. 25を参照）

区分	所要額	箇所数	実施箇所
国指定文化財（民間所有）	1,000	1	史跡多田院[川西市]（漆喰剥落）
県指定文化財（民間所有）	2,000	1	西尾家住宅[神戸市]（塀表面石の剥落）
計	3,000	2	

b) 社会福祉施設等災害復旧事業（制度詳細はP. 25を参照）

区分	所要額	施設数	実施施設
隣保館	6,000	1	味間ふれあい館[篠山市]（屋根の破損）
老人福祉施設	1,500	1	清和苑ゆうホーム[川西市]（テラスからの漏水）
計	7,500	2	

c) 商店街施設等災害復旧事業

○ 負担割合 県4/9、市町2/9、所有者1/3

(通常制度) 県1/3、市町1/6、所有者1/2

区 分	所要額	施設数	主な実施施設
商店街施設 (共同施設)	6,000	3	<small>ろっけんまち</small> 六間道四丁目商店会[神戸市](アーケードの破損) 等

**4 台風第21号災害対策**

4,103,000千円

(国庫 1,376,120、特定 960,800、起債 1,667,300、一般 98,780)

(1) 被災者支援対策 27,000千円

## ① 見舞金

ア 災害援護金の支給 8,000千円

(全額特定(災害援護基金))

災害援護金等の支給に関する規則に基づく、被災者への支援(制度詳細はP.8を参照)

## ○ 支給見込

区 分	金 額	支給見込
全壊世帯	20万円	1件
半壊世帯	10万円	—
一部損壊世帯 (損害割合10%以上)	5万円	113件※
床上浸水世帯	5万円	45件
重傷被災者	3万円	6件

※損害割合調査中のため、一部損壊世帯の全件数を見込として計上

## ② 生活支援

ア 被災者生活復興資金金利負担の軽減(再掲) (1,000千円)

&lt;利子補給及び損失補償に関する債務負担行為を設定&gt;

台風第21号災害の被災者に対して、生活復興資金に関する利子補給を実施(制度詳細はP.9を参照)

イ 私立学校生徒に係る授業料の軽減(県単独) 1,000千円

(全額一般)

台風第21号災害は、国庫補助制度の対象とならないため、県単独で被災生徒に対して私立学校の授業料軽減を実施(単価は国庫補助実施時と同額)

## ○ 支給見込

区 分	金 額	支給見込
全壊、大規模半壊世帯	150千円	1件
半壊、一部損壊世帯(損害割合10%以上)又は床上浸水世帯	75千円	2件

### ③ 住宅支援

#### ア 兵庫県被災者生活再建支援金の支給（県単独）

17,000千円

（全額一般）

台風第21号災害において、7月豪雨災害と同程度の被害を受けた世帯に対し、7月豪雨災害対策と同様に支援金を支給（制度詳細はP.10を参照）

#### ○ 支給見込

区 分	金額	支給見込
全壊	150万円	1世帯
大規模半壊	75万円	—
半壊	25万円	—
一部損壊(損害割合10%以上20%未満) 床上浸水(損害割合10%以上20%未満)	15万円	158世帯※

※損害割合調査中のため、一部損壊及び床上浸水世帯の全件数を見込として計上

#### イ 老朽危険空き家除却支援事業（被災特例）（再掲）

（2,000千円）

半壊以上の被害を受けた住宅のうち、倒壊等により周辺に危険が及ぶ恐れがある住宅の除却を支援（制度詳細はP.11を参照）

#### ウ 住宅災害復興融資利子補給事業（再掲）

（1,000千円）

＜利子補給及び損失補償に関する債務負担行為を設定＞

被災者が住宅の建設・購入・補修を行うための融資に対する利子補給を実施（制度詳細はP.12を参照）

## (2) 産業復興対策

### ① 県内中小企業者等に対する金融支援の実施

#### ア 経営円滑化貸付（災害対応貸付）の新設（再掲） （既定の融資枠で対応）

台風第21号災害により、事業用資産に被害を受けた事業者や、売上が減少した事業者に対して、経営円滑化貸付（災害対応貸付）による貸付を実施（制度詳細はP.13参照）

区 分	経営円滑化貸付（災害対応貸付）		通常の経営円滑化貸付（売上減少）
	災害復旧分	売上減少分	
対 象 者	事業所等に床上浸水又は半壊以上の被害を受け、市町長が発行するり災証明を有する者 ※り災証明が床下浸水又は一部損壊であっても、事業用資産（機械、原材料、商品等）が被災した場合は利用可能	最近1か月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している者	最近3か月間の売上高等が前年同期と比べて5%以上減少している者
資 金 使 途	災害復旧に必要な設備資金及び運転資金	運転資金	（同左）
貸 付 利 率	0.4%（1～3年目：無利子、4年目以降：0.4%）	0.4%	0.8%
貸付限度額	2.8億円	1億円	（同左）
融 資 枠	既定の融資枠(840億円)で対応	既定の融資枠(840億円)で対応	840億円
貸 付 期 間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)	（同左）
適 用 期 間	平成31年3月末融資実行分まで	11月末融資実行分まで	—

#### イ 金融対策特別相談窓口の設置（再掲）

台風第21号災害に起因した経営悪化による金融対策特別窓口を設置するとともに、信用保証協会、金融機関に対し積極的な融資審査を要請（制度詳細はP.13参照）

## ② インバウンド緊急対策事業

20,000千円

(特定(地域創生基金) 18,000、一般 2,000)

関西国際空港の機能一部停止を踏まえ、外国人旅行者や旅行エージェントに向け、国内の主要国際空港や近隣府県から本県への交通アクセス情報を発信

### ア 多言語ウェブによるインバウンド対策の強化 (2,000千円)

#### ○ 実施内容

- ・ひょうごツーリズム協会多言語ウェブサイトによる情報発信

成田、羽田、中部国際空港や大阪・京都などの近隣府県から本県への交通アクセス情報ページや、リアルタイムの交通情報、宿泊施設運営状況の提供ページを追加

- ・SNS広告等による情報発信

ひょうごツーリズム協会ウェブサイトへ誘導するため、Facebookや微博(Weibo)等のSNSに広告を掲載

#### ○ 事業費 3,000千円

#### ○ 実施手法 (公社) ひょうごツーリズム協会へ補助

#### ○ 負担割合 県2/3、市町1/3 (神戸市1/6、兵庫県市町村振興協会1/6)

### イ エクスペディアと連携した誘客促進 (18,000千円)

海外からのさらなる誘客促進を図るため、世界最大のオンライン旅行会社であるエクスペディアグループと連携したプロモーションを実施

#### ○ 実施内容

- ・7月より実施しているひょうごゴールデンルートの特設ランディングページ等によるウェブプロモーションを6か月延長(H31.3月まで実施)
- ・国内の主要国際空港等から本県への交通アクセス情報の発信

#### ○ 実施時期 平成30年10月～平成31年3月

#### ○ 対象国・地域 米国、韓国、香港

## (3) 農林水産業対策

156,000千円

### ① 融資の拡充及び無利子化

(既定の融資枠で対応)

<損失補償に関する債務負担行為を設定>

台風第21号災害の被災農業者等に対して、美しい村づくり資金、農業近代化資金や豊かな海づくり資金等により金融支援を実施(制度詳細はP.15～16を参照)

### ② 生産施設等の復旧及び高度化の支援

156,000千円

(起債 116,900、一般 39,100)

市町やJA等が行うパイプハウスなどの農業生産施設・畜産施設の復旧等を支援

※台風第21号災害は、被災農業者向け経営体育成支援事業(公共事業)の対象外であるため、復旧支援についても県単独事業で対応(制度詳細はP.28を参照)

○見込件数 復旧:502件、高度化:6件

(4) 施設等の復旧復興対策 3,901,000千円

① 土木関係 2,213,000千円

ア 施設の災害復旧

a) 補助事業（復旧分） 557,000千円

(国庫 360,400、起債 196,600)

区 分	所要額（百万円）		箇所数	主な実施箇所
	全体	うちH30		
港 湾	372	316	3	津名港[淡路市] 等
海 岸	269	229	12	尼崎西宮芦屋港海岸[西宮市] 等
公 園	12	12	2	尼崎の森中央緑地[尼崎市] 等
計	653	557	17	

b) 補助事業（改良分） 405,000千円

(国庫 192,450、起債 191,200、一般 21,350)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	実施箇所
港 湾	158	2	津名港[淡路市]
海 岸	247	10	尼崎西宮芦屋港海岸[西宮市]
計	405	12	

c) 県単独災害復旧事業 351,000千円

(全額起債)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
河 川	20	20	(一)美囊川[神戸市] 等
道 路	81	90	(主)養父宍粟線[養父市] 等
港 湾	186	33	尼崎西宮芦屋港[西宮市] 等
海 岸	40	16	尼崎西宮芦屋港海岸[芦屋市] 等
公 園	24	23	尼崎の森中央緑地[尼崎市] 等
計	351	182	

d) 係留船舶衝突事故による橋りょう等復旧事業 900,000千円  
(全額特定(事業者負担金))

台風第21号災害による暴風や高潮により、船舶が橋りょうに衝突するなどし、県有施設に被害が出ていることから、原因者である船舶所有者の負担に基づき、県が復旧事業を実施

区 分	所要額 (百万円)	箇 所	概 要
橋りょう	600	県道芦屋鳴尾浜線 鳴尾橋[西宮市]	・港沖合の係留船舶が衝突したことにより 鳴尾橋が損傷 ・現在、全面通行規制中
防波堤	300	尼崎西宮芦屋港 [西宮市]	・船舶が乗り上げたことで防波堤が損傷 ・船舶撤去後に損傷度合等の調査を実施
計	900		

② 農林水産関係 101,000千円

ア 施設の災害復旧

a) 補助事業(復旧分) 80,000千円  
(国庫 73,670、起債 6,000、一般 330)

区 分	所要額(百万円)		箇所数	主な実施箇所
	全体	うちH30		
農地・土地 改良施設	83	70	95	農地畦畔崩壊[洲本市五色町上塚]等
漁港	10	10	1	消波工損傷[沼島漁港]
計	93	80	96	

b) 県単独災害復旧事業 21,000千円  
(全額起債)

区 分	所要額 (百万円)	箇所数	主な実施箇所
農地海岸	1	1	吹上海岸[南あわじ市]
漁 港	20	3	沼島漁港[南あわじ市] 等
計	21	4	



③ その他の施設 1,587,000千円  
 ア 県有施設災害復旧事業 1,569,000千円

一 一般会計：540,000千円（国庫 249,800、起債 290,200）  
 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計：5,000千円（全額起債）  
 県営住宅事業特別会計：182,000千円（全額起債）  
 流域下水道事業会計：842,000千円（国庫 499,800、特定（市町負担金） 34,800、起債 307,400）

a) 一般会計

区分	所要額	施設数	主な実施施設等
県立施設	22,000	9	あわじ花さじき[淡路市]（土砂流出） 大阪空港航空騒音測定施設[伊丹市]（騒音計損傷）等
県立学校	383,000	50	北須磨高校[神戸市]（体育館屋根破損）等
警察施設	32,400	49	淡路署[淡路市]（外壁破損）等
交通安全施設	57,600	672	信号機、道路標識（倒壊、損傷）等
社会教育施設	45,000	2	海洋体育館[芦屋市]（救助艇・ヨット破損）等
計	540,000	782	

b) 勤労者総合福祉施設整備事業特別会計

区分	所要額	施設数	実施施設
県立施設	5,000	1	中央労働センター[神戸市]（2階大ホール雨漏り）

c) 県営住宅事業特別会計

区分	所要額	団地数	主な実施団地
県営住宅	182,000	43	西宮高須鉄筋住宅[西宮市]（屋根材の破損）等

d) 流域下水道事業会計

区分	所要額	施設数	実施施設
流域下水道	842,000	2	武庫川下流浄化センター[尼崎市]（水処理設備損傷） 兵庫東流域下水汚泥広域処理場[尼崎市]（汚泥処理設備損傷）

イ 民間施設等災害復旧事業 18,000千円  
 （全額一般）

a) 文化財災害復旧事業（制度詳細はP. 25を参照）

区分	所要額	箇所数	主な実施箇所
国指定文化財（民間所有）	5,000	3	史跡多田院 [川西市]（塀瓦の破損）等
県指定文化財（市町所有）	9,000	1	内田家住宅[神戸市]（茅葺き屋根の損傷）
県指定文化財（民間所有）	1,000	1	長遠寺[尼崎市]（外壁の破損）
計	15,000	5	

b) 商店街施設等災害復旧事業（制度詳細はP. 32を参照）

区分	所要額	施設数	主な実施施設
商店街施設（共同施設）	3,000	3	立花商店街振興組合[尼崎市]（アーケードの破損）等

**5 防災・減災対策**

2,183,000千円

(特定 88,000、起債 2,060,000、一般 35,000)

(1) 第3次山地防災・土砂災害対策計画の前倒し 1,948,000千円

平成30年度から着手している第3次計画について、局地的豪雨の増加や土砂・流木災害の激甚化・頻発化を踏まえ、整備を前倒し

① 人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策の前倒し 1,890,000千円

(特定(市町負担金) 30,000、起債 1,860,000)

人家等保全対策、流木・土砂流出防止対策(県単独事業分)について、今回9月補正予算及び平成31年度当初予算で前倒し整備を行い、計画期間を1年短縮して完了

(上段:着手箇所数、下段:予算額(百万円))

区 分			H30	H31	H32	H33	H34	H35	計
人家等保全 対策 (県単分)	砂防	現計画	18 2,400	18 2,400	18 2,400	18 2,400	18 2,400	18 2,400	108 14,400
		前倒し分	<b>9</b> <b>1,200</b>	<b>9</b> <b>1,200</b>					$\Delta$ 18 $\Delta$ 2,400
		前倒し後	27 3,600	27 3,600	18 2,400	18 2,400	18 2,400	0 0	108 14,400
		流木・土砂 流出防止対策 (県単分)	治山	現計画	40 1,380	40 1,380	40 1,380	40 1,380	40 1,380
前倒し分	<b>20</b> <b>690</b>	<b>20</b> <b>690</b>						$\Delta$ 40 $\Delta$ 1,380	
前倒し後	60 2,070	60 2,070		40 1,380	40 1,380	40 1,380	0 0	240 8,280	
合 計	現計画	58 3,780		58 3,780	58 3,780	58 3,780	58 3,780	58 3,780	348 22,680
前倒し分	<b>29</b> <b>1,890</b>	<b>29</b> <b>1,890</b>	0 0	0 0	0 0	0 $\Delta$ 3,780	$\Delta$ 58 0		
前倒し後	87 5,670	87 5,670	58 3,780	58 3,780	58 3,780	0 0	348 22,680		

② 緊急防災林整備の前倒し 58,000千円

(全額特定(県民緑基金))

緊急防災林整備(溪流対策)の計画地内の被害発生区域において、流木・倒木の除去や簡易流木止め工を、前倒しで整備(2箇所)

- H30(1年目)基本計画調査、《前倒し》流木・倒木の除去、簡易土留工の整備
- H31(2年目)簡易流木止め工の整備

(上段:着手箇所数、下段:予算額(百万円))

区 分			H30	H31	H32	H33	H34	H35	計	
緊急防災林 整備 (溪流対策)	災害に強い 森づくり	現計画	調査	19	19	-	-	-	-	38
			整備	19	19	19	-	-	-	57
			金額	283	283	232	-	-	-	798
		前倒し分	調査	<b>2</b>	$\Delta$ 2	-	-	-	-	0
			整備		<b>2</b>	$\Delta$ 2	-	-	-	0
			金額	<b>58*</b>	<b>13</b>	$\Delta$ 22	-	-	-	<b>49</b>
		前倒し後	調査	21	17	-	-	-	-	38
			整備	19	21	17	-	-	-	57
金額	341		296	210	-	-	-	847		

※H30予算額には、当該年度整備計画箇所における溪流浸食対策工事を含ま

(2) 河川中上流部治水対策5箇年計画の前倒し

200,000千円

(全額起債)

平成28年度から着手している河川中上流部治水対策5箇年計画について、局地的豪雨の増加等を踏まえ、今回9月補正予算及びH31年度当初予算で前倒し整備を行い、計画期間を1年短縮して完了

- 実施箇所 6箇所(美嚢川[三木市]、湯舟川[香美町]等)
- 実施内容 河道拡幅、パラペット(胸壁)による越水防止

(上段:着手箇所数、下段:予算額(百万円))

区 分		H28	H29	H30	H31	H32	計
現計画	調査・設計	20	20	11	-	-	51
	整備	9	10	10	11	11	51
	金額	400	400	400	400	400	2,000
前倒し分	調査・設計						0
	整備			6	5	△11	0
	金額			200	200	△400	0
前倒し後	調査・設計	20	20	11	-	-	51
	整備	9	10	16	16		51
	金額	400	400	600	600	-	2,000

(3) 高潮被害の今後の対応に向けた検証の実施

35,000千円

(全額一般)

台風第21号により、大阪湾沿岸の一部において浸水被害等が発生していることから「大阪湾港湾における高潮対策検討委員会(仮称)」(事務局:国)のもと、尼崎西宮芦屋港沿岸部における個別課題を解決するため、「尼崎西宮芦屋港部会(仮称)」(事務局:県)を設置し、被害状況の把握、被災原因の究明、高潮対策の見直し方針等の検討を実施

- 実施内容

区 分	内 容
①台風第21号による高潮再現シミュレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象、浸水・被災状況調査</li> <li>・高潮再現シミュレーション</li> </ul>
②高潮対策計画の見直し検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存防護施設の状況調査</li> <li>・既存計画の検証</li> </ul>

**6 緊急に措置すべき事業**

546,864千円

(国庫 17,932、特定 317,932、起債 143,200、一般 67,800)

(1) 地域創生のさらなる推進 246,864千円

① 保育定員弾力化緊急支援事業 20,000千円  
(全額一般)

現在発生している待機児童を緊急的に解消するとともに、来年10月に予定されている幼児教育の無償化に向けて想定される保育需要の増加にも備えるため、暫定対策として、保育の質を確保した既存施設の定員の弾力化による受入拡充を支援

- 実施主体 子育て安心プラン採択市町 (16市町)
- 対象施設 民間認可保育所、民間認定こども園
- 補助要件 定員の弾力運用で2・3号認定児童※の受入人員を前年度と比較して年度平均在所数で5人以上拡大した場合  
※保育を必要とする0～2歳児 (3号)、3～5歳児 (2号)
- 対象経費 ①小型遊具、絵本、フロアマット、ロッカー等の保育用品購入費  
②保育士等の研修費用
- 補助単価 1施設あたり600千円 (ただし、②は100千円を上限)
- 負担割合 県1/3、市町1/3、事業者1/3
- 実施箇所数 100施設
- 事業期間 2020年度 (平成32年度) 末まで

② 地方創生推進交付金事業の推進 35,864千円

国の地方創生推進交付金の採択状況も踏まえ、喫緊の課題である交流人口対策など緊急に実施すべき事業を追加実施

ア ひょうご県外県民 (仮称) 登録事業 5,864千円

(国庫 2,932、特定(地域創生基金) 2,932)

転出者の多くを占める首都圏を中心として、兵庫出身者やゆかりのある人を対象に兵庫を第2の住所として登録する制度を創設

- 実施内容
  - ・会員カード(ポイント付与電子マネー付会員証)の発行、登録
  - ・既存のポータルサイト「夢かなうひょうご」の拡充 (登録画面の新設等)
  - ・首都圏での交流イベントの開催 (1回)
- 目 標 年間5,000人の登録
- 今後の展開 (検討中)
  - ・会員への特典付与機能を付加したアプリの開発
  - ・ポイント付与サービスの充実、有償サービス・有料会員サービスの実施 等

## イ 世代別女性ロールモデル構築等事業

11,000千円

(国庫 5,500、特定(地域創生基金) 5,500)

若年層女性の転出が顕著であるため、県内で活躍する女性をロールモデルとして活用し、20～24歳代、25～29歳代の女性をターゲットに、世代別の県内定着対策を展開

### a) 県内女子大生等とのネットワーク構築事業

職場での活躍やそのライフスタイルなど理想となる女性(ロールモデル)と県内女子大生等との交流の場を創出

#### ○ 実施内容

- ・相談サロンにおけるロールモデルと学生との相談会の開催
- ・県内大学での座談会の開催
- ・県内女子大生職場体験ツアーの開催

### b) ネットワーク構築のための環境整備・情報発信事業

ロールモデルとなった方と県内女子大生等が気軽に繋がる場所を、リアル環境、バーチャル環境、メディア環境において整備

#### ○ 実施内容

- ・就職活動に向けた学生等の相談サロンの整備
- ・スマホから相談等ができるSNSネットワークの構築
- ・ラジオを活用したロールモデルと学生等とのトーク番組の制作
- ・ロールモデルインタビューに基づくPR紙面の作成

## ウ 双方向型観光情報プラットフォーム整備事業

15,000千円

(国庫 7,500、特定(地域創生基金) 7,500)

観光客ニーズの的確な把握、ニーズに沿った情報発信を行うため、ひょうごツーリズム協会のホームページに機能を追加し、双方向情報発信可能で利便性の高い情報プラットフォームを構築

#### ○ 追加機能

- ・双方向情報発信(観光客参加型の情報発信機能、レコメンド(おすすめ)情報の配信、SNSを活用した投稿機能)
- ・利便性の向上(画像、動画が共有可能なライブラリー機能、観光セミナー等へのオンライン申込機能)

#### ○ 運用開始 平成31年3月末～

#### ○ 実施手法 (公社)ひょうごツーリズム協会へ補助(協会プロポーザルを実施)

## エ 瀬戸内・淡路島観光交流事業

4,000千円

(国庫 2,000、特定(地域創生基金) 2,000)

淡路島における交流人口の拡大、観光関連産業を軸とした地域のしごと創出を図るため、観光交流事業を実施

### a) 瀬戸内クルーズ推進事業

淡路島と瀬戸内海諸島の観光周遊エリア形成を促進するため、淡路島交流の翼港を利用した香川県直島等へのクルーズ事業を実施

- 実施時期 平成30年10月～
- 実施回数 40人×4回
- 実施手法 (株) 夢舞台へ補助

### b) 淡路島へのアクセス推進事業

インバウンド誘客を促進するため、台湾等の旅行会社へのプロモーションや島内観光施設における旅行者へのアンケート調査を実施

- 実施時期 平成30年10月～
- 実施手法 (一社) 瀬戸内海島めぐり協会へ補助

## ③ 国際観光芸術専門職大学(仮称)の整備

191,000千円

(起債 143,200、一般 47,800)

舞台芸術の学修で得た能力を基礎として、地域と協働し、兵庫県、但馬地域の多彩な地域資源を活かし、芸術文化を通じた新たな価値を創造できる専門職業人材を育成するため、但馬地域に新たな専門職大学を整備

- 名称 国際観光芸術専門職大学(仮称)
- 設置場所 豊岡市山王町
- 延床面積 大学学舎 約13,000㎡、学生寮 約3,000㎡
- 開学時期 2021年4月(予定)
- 学部学科 文化・観光創造学部 文化・観光創造学科(仮称)
- 学生定員 入学定員80名(収容定員320名)
- 総事業費 約67億円
- スケジュール 2018年:設計、2019年:着工、2020年:建設、設備導入、2021年:開学
- 地域連携等
  - ・ 大学学舎、学生寮の用地は豊岡市から無償貸付
  - ・ 但馬地域の観光地の活性化及び芸術文化の振興など、地域への貢献を高める本大学の取組に対して、豊岡市が開学後に8億円を寄付

### (参考) 専門職大学制度の概要

実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として平成31年度より創設。卒業時には「学士(専門職)」の学位を授与。企業での長期実習や関連の職業分野に関する教育等を通じ、高度な「実践力」や豊かな「創造性」を培う教育に重点を置く。

(2) 150周年記念事業の推進

300,000千円

① 県民との協働推進事業

300,000千円

(全額特定(地域創生基金))

県政150周年の機運高揚を背景に、県民との協働推進事業の申請が増加していることから、今年度末まで継続して事業が実施出来るよう、予算を追加確保

- 当初予算 400件、150,000千円 (9/3時点採択件数 955件)
- 年間見込 1,200件、450,000千円

(参考) 県民との協働推進事業

県内で活動する団体が企画・実施する創意工夫にあふれた様々な取組を支援

- 助成対象 原則、県内で活動する地域団体、ボランティア団体、学生グループ、NPO法人、実行委員会 等
- 補助要件
  - ・ 県民自ら、ふるさと兵庫の再認識や新たな兵庫づくりを考える機会となること
  - ・ 一過性のイベントではなく、今後につながる物的・人的成果が残ること
  - ・ 対外的に県政150周年記念事業であることを明示すること
- 対象経費 印刷製本費、通信費、消耗品費、使用料、委託料、保険料、謝金、交通費、人件費 等
- 助成額 対象事業費に応じて、定額

対象事業費	助成額
5～15万円未満	事業費全額(1万円未満切捨)
15～30万円未満	15万円
30～45万円未満	25万円
45～60万円未満	35万円
60～75万円未満	45万円
75万円以上	50万円

※ 事業費100万円以上の事業のうち、記念事業の趣旨に強く合致する全県的な事業や市町との協働事業等は、対象事業費の1/2以内の助成を実施(特認事業: 上限500万円)